

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第42号

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動別表等」という。）を当該移動別表等に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式とする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>総社市障害者医療費給付条例施行規則</u></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>総社市障害者医療費給付条例</u>（平成17年総社市条例第147号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（精神疾患による入院に係る療養）</u> 第2条 <u>条例第4条第1項の規則に定める精神疾患による入院に係る療養は、条例第3条第1項第4号に掲げる者に係る、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する厚生労働省令で定める精神障害を主因とする疾患による入院のうち、入院の日から3月を経過する日の属する月の末日より後の療養とする。</u></p> <p>（負担上限月額） 第2条の2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>総社市心身障害者医療費給付条例施行規則</u></p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>総社市心身障害者医療費給付条例</u>（平成17年総社市条例第147号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（負担上限月額） 第2条 略</p>

改正後	改正前
<p>(一部負担金の減免)</p> <p>第3条 条例第4条第3項の規則で定める<u>特別の理由</u>は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村の国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(同法第6条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市町村民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、<u>障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書</u>(以下「<u>受給資格証交付(更新)申請書</u>」という。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)等を提示して行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の受給資格証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、<u>適当と認めた者</u>については、<u>障害者医療費受給資格証交付台帳</u>に記載するとともに<u>障害者医療費受給資格証(別記様式。以下「<u>受給資格証</u>」という。))</u>を交付し、<u>不適当と認めた者</u>については、<u>障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書</u>により当該申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(一部負担金の減免の手続き等)</p> <p>第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする者は、<u>障害者医療費一部負担金減免申請書</u>を市長に提出し、<u>障害者医療費一部負担金減免証明書</u>の交付を受けなければならない。</p>	<p>(一部負担金の減免)</p> <p>第3条 条例第4条第3項の規則で定める<u>特別な理由</u>は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村の国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(同法第6条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市町村民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、<u>心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書</u>(以下「<u>受給資格証交付(更新)申請書</u>」という。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)等を提示して行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の受給資格証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、<u>適当と認めた者</u>については、<u>心身障害者医療費受給資格証交付台帳</u>に記載し、<u>加入保険により区分して心身障害者医療費受給資格証(別記様式。以下「<u>受給資格証</u>」という。))</u>を交付し、<u>不適当と認めた者</u>については、<u>心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書</u>により当該申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(一部負担金の減免の手続き等)</p> <p>第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする者は、<u>心身障害者医療費一部負担金減免申請書</u>を市長に提出し、<u>心身障害者医療費一部負担金減免証明書</u>の交付を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、<u>障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿</u>に記録し整理するものとする。</p> <p>(医療費給付申請の方法)</p> <p>第8条 前条第1号及び第6号に規定する給付を申請する場合は、<u>障害者医療費給付申請書</u>(以下「給付申請書」という。)に医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が同条第1号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、<u>障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書</u>(以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該領収書の添付を省略することができる。</p> <p>4 略</p> <p>(医療費給付の決定等)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については、<u>障害者医療費給付決定通知書</u>により、給付を不適当と認めた者については、<u>障害者医療費給付却下通知書</u>によりその旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項の変更に係る届出は、<u>障害者医療費受給資格変更届</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第12条の規定による受給資格を失ったときの届出は、<u>障害者医療費受給資格喪失届</u>により行うものとする。</p> <p>(再交付)</p> <p>第11条 条例第13条の規定による申請は、<u>障害者医療費受給資格証再交</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、<u>心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿</u>に記録し整理するものとする。</p> <p>(医療費給付申請の方法)</p> <p>第8条 前条第1号及び第6号に規定する給付を申請する場合は、<u>心身障害者医療費給付申請書</u>(以下「給付申請書」という。)に医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が同条第1号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、<u>心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書</u>(以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該領収書の添付を省略することができる。</p> <p>4 略</p> <p>(医療費給付の決定等)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については、<u>心身障害者医療費給付決定通知書</u>により、給付を不適当と認めた者については、<u>心身障害者医療費給付却下通知書</u>によりその旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項の変更に係る届出は、<u>心身障害者医療費受給資格変更届</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第12条の規定による受給資格を失ったときの届出は、<u>心身障害者医療費受給資格喪失届</u>により行うものとする。</p> <p>(再交付)</p> <p>第11条 条例第13条の規定による申請は、<u>心身障害者医療費受給資格証</u></p>

改正後	改正前
<p>付申請書により行うものとする。  (医療費の返還)</p> <p>第12条 条例第15条の規定による医療費の返還命令は、<u>障害者医療費返還通知書</u>により行うものとする。  (医療費支給台帳)</p> <p>第13条 市長は、<u>障害者医療費支給台帳</u>を備え、医療費の給付について必要な事項を記録しておかなければならない。  (その他)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、<u>障害者医療費</u>の給付に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。</p> <p><u>別表第1 (第2条の2関係)</u>  (別紙のとおり)</p> <p><u>別表第2 (第2条の2関係)</u>  (別紙のとおり)</p> <p><u>別記様式 (第4条関係)</u>  (別紙のとおり)</p>	<p>再交付申請書により行うものとする。  (医療費の返還)</p> <p>第12条 条例第15条の規定による医療費の返還命令は、<u>心身障害者医療費返還通知書</u>により行うものとする。  (医療費支給台帳)</p> <p>第13条 市長は、<u>心身障害者医療費支給台帳</u>を備え、医療費の給付について必要な事項を記録しておかなければならない。  (その他)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、<u>心身障害者医療費</u>の給付に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u> 略</p> <p><u>別表第2 (第2条関係)</u> 略</p> <p><u>別記様式 (第4条関係)</u> 略</p>

附 則  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年の前年（療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項の規定により算定した金額をいう。）がそれぞれ同条第4項に定める額未満である場合における当該受給資格者（低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度（療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。）である場合における当該受給資格者（低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）が零である場合における当該受給資格者

備考

- この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であつて、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。）又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であつて、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。）並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者をいう。
- この表の低所得Ⅰの項における合計所得金額に、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該合計所得金額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算

した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）と同法第35条第2項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を、当該給与所得の金額及び同法第35条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。

別表第2（第2条の2関係）

負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養（指定訪問看護を含む。）のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44,400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	4,000円	12,000円
低所得Ⅰ	2,000円	6,000円

備考

本表において「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とは、80,100円と総医療費（条例第4条第1項に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円）から801,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額）との合算額をいう。

別記様式（第4条関係）

その1 現物給付用

（表）

受診の際は医療機関窓口にて提示してください。  
この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡 山 県							
障 害 者 医 療 費 受 給 資 格 証							
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 資 格 者 番 号							
受 給 資 格 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日 生	性別				
一 部 負 担 金 の 割 合		1 割					
一 部 負 担 金 の 月 額 上 限 額		外 来					
		入 院					
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。  年 月 日  岡山県総社市長 <span style="float: right;">印</span>							
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ  この証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。							

（裏）

注 意 事 項

その2 償還給付用

(表)

自己負担分窓口払 (償還給付扱い)							
岡山県							
障害者医療費受給資格証							
公費負担者番号							
受給資格者番号							
受給資格者	住所						
	氏名						男・女
	生年月日	年 月 日 生					
一部負担金の割合		_____					
一部負担金の月額上限額		外来	_____				
		入院	_____				
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで					
<p>上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山県総社市長 <span style="float: right;">印</span></p>							
<p>保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ</p> <p>この証により診療を求められたときは、レセプトで公費併用として請求できませんので、窓口で医療保険上の自己負担を受け取り、1ヶ月分まとめて診療報酬領収証明書を発行してください。</p>							

(裏)

注 意 事 項